

12月6日(水)

成年後見制度概要および事例

NPO 法人ぱんじー

甲賀・湖南権利擁護支援センター



成年後見制度とは

認知症や障がいがあることで、「金銭管理・財産管理」「法律行為」など適切に判断して決めることが難しい場合や不安がある場合、家庭裁判所が決めた行為について本人に代わって行うことが出来る成年後見人(法定代理人)を選任する制度であるということでした。

成年後見制度の種類とは

- ① 法廷後見制度
家庭裁判所により後見人等を選任し支援する制度
- ② 任意後見制度
本人が任意後見人の人や権限を自分で決め、支援が必要になったら後見人が代理人となる制度。

高齢者が不安に思っていること、
気になることは？

- ①入院したら誰が保証人？
- ②私が認知症になったら？
- ③お葬式は誰が？
- ④お骨は、誰がお寺まで
運んでくれるの？

などの心配事が多いそうです。

成年後見人がつくと、なんでもしてもら
えるの？

成年後見人ができることは、本人ができなくなった契約行為や財産管理などです。「保証人」や医療行為に対する「同意権」もない。また、日用品の買い物や掃除洗濯もできないということでした。
講座を受けることで、成年後見人の役割をしっかりと理解することができました。

12月13日(水)

調理実習「低栄養を予防するお手軽料理」
管理栄養士

低栄養の講座



第5回目の「バランス食でいつまでも若々しく」の講座の中で主食・主菜・副菜について学びました。そこで、今回の低栄養を予防するお手軽料理をする前に、再度、主食・主菜・副菜についてカードを使って復習しました。

難しかったのは、牛乳とヨーグルトは副菜と考えがちですが、「タンパク質でできている」と考えると主菜に分類されるということでした。

調理実習の様子



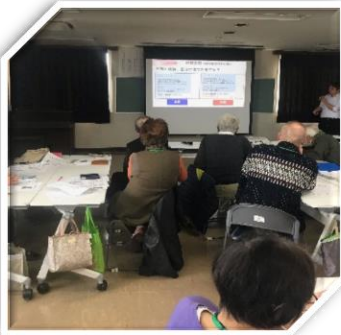
「低栄養を予防するお手軽料理」を作ってみようということで、冷凍食品や出来上がった材料を活用してサバ缶丼やサラダ、豚汁、丁字麩の即席モナカ作りなど男性陣を中心に楽しく調理を行い、みんなで会食しました。

最後に講師から、高齢になると筋力が衰えてくるため、タンパク質を三度の食事ですっかり摂るように心掛けて欲しいことや夕食にボリュームある内容にすると、内臓に「負担がかかるので三食同じボリュームで食べるのが大事である」というお話がありました。



12月20日(水)

トラブルや詐欺に巻き込まれないためのスマートフォンの使い方
株)ソフトバンク CSR 本部 滋賀担当



トラブルや詐欺に巻き込まれないための話の前に、みんなが活用している「LINE」について学ぶことから始めました。

LINE でどんなことができるのか？

①個別トーク

個別トークを実際に活用した場合、相手から送られてきた場合は、白色で、自分が発信した場合は緑色で表示されるという話を聞き、自分の個人トークを確認したら「講師」の話しどおりであった。

②ビデオ通話

ビデオ通話は相手の顔を見ながら通話できます。なお、WiFi 接続で利用しましょう。というお話でした。

・実際に、スマートフォンを使って LINE の友だち追加のやり方やアルバム作成の仕方を教わりました。

・その他、グーグルレンズやグーグルマップを体験しました。

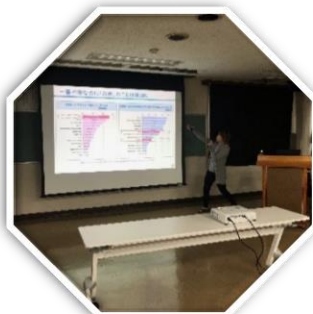
・最後に、LINE に届く不審・詐欺メールは、本物と区別がつかないということでした。ただ、偽メールは銀行の暗証番号や銀行口座など個人情報を打ち込むように誘導していくということで、本物のメールは個人情報を聞くことはないということでした。間違っって偽メールを開いてしまった場合、慌てずに、誘導に惑わされずに個人情報を入力しないようにすれば大丈夫ということでした。

詐欺や不審メールの判断は難しいですが、今日の話の思い出して対処したいものです。

12月27日(水)

人生100年 健康とお金の付き合い方

FP ブーケ



人生 100 年、楽しむことにお金を使っていることは？

①語学②生涯学習など学び直し③ペットにかかる支出がかかっている。

また、「今の自分」は 20 年前に想像していた以上に有意義にすごしているか？

80 歳代の人 60%が有意義に過ごしていると回答しています。

老後の不安は？

「お金」のことが一番不安。

その不安を解消するために取り組んでいることは、食生活、通院・健康診断、運動を実施しているが、「貯蓄」や「資産運用」などお金に関する取り組みは後回しになっている現状があるということでした。

→ 不足するなら、資産運用しよう！！



相続「元気なうちにやっておきたいこと」

・遺言書を作成する

遺産分割の裁判は年間 7000 件発生。お金があってもなくても揉め事になりがち

・相続税の資産をしておく

3000 万円 + (600 万) × 法定相続人数までは相続税はかからない。

10 か月以内までに手続きすること。現金一括納付される。遅れると延滞税がかかる。

・生命保険の受取人を確認

被保険者が亡くなると受取人の固有財産となる。

→ 遺産分割の対象にならない

非課税枠 (500 万円 × 法定相続人数) も利用

→ 相続税の計算から除外される

これ以外にも元気なうちからやっておくことや贈与税について教えていただきました。

